

下記の業務について、企画提案競技に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年4月9日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

- (1) 業務名
大阪・関西万博静岡県催事運営等業務
- (2) 業務内容
大阪・関西万博静岡県催事運営等業務委託仕様書による。
- (3) 契約
企画提案競技により選定した業者と業務委託契約を締結する。
- (4) 委託業務の期間
契約日から令和7年9月30日（火）まで
- (5) 契約限度額
53,900,000円（消費税及び地方消費税含む）

2 応募要件・資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

なお、共同事業体で企画提案に参加する場合は各構成員が条件をすべて満たしていること（(4)から(6)については共同事業体全体で条件を満たせば可）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 企画提案説明時に、静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」及び「イベント」の営業種目に競争入札参加資格を有する者で、かつ今後も競争入札資格を継続することが確実な者であること。又は、参加表明書提出時まで「資格登録申請の手引き（書類申請用）（資格有効期間：令和5年9月～令和8年8月）：静岡県出納局用度課作成」3ページに定める書類に相当するものを提出できる者であること。
- (4) 過去3年間に、民間企業又は官公庁の発注する本業務と同等又は類似した業務を履行した実績を有する者であること。（類似する業務とは、イベント、展示会等における展示物の運営等の実績を指す。）
- (5) 本業務の遂行に必要な組織、人員を確保することが可能であること。
- (6) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有すること。
- (7) 直近1年間に於いて、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 会社法（平成17年法律86号）による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 破産法（平成16年法律75号）による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (11) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(12) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 手続等

(1) 募集

大阪・関西万博静岡県催事運営等業務企画提案競技募集要項（以下「募集要項」という。）を静岡県HPへ掲載する。

(2) 問い合わせ先、書類等提出先

静岡県経済産業部政策管理局産業政策課とする。

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館9階

電話 054-221-2605

FAX 054-221-3217

メール sangyo-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 企画提案競技説明会

下記のとおり実施する。

ア 日時

令和6年4月17日（水）午前10時30分から

イ 場所

静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁別館7階第4会議室C

ウ 内容

企画提案競技の手続きの説明、大阪・関西万博静岡県出展基本コンセプトの説明

エ 配布資料

大阪・関西万博静岡県出展基本コンセプト、関連資料

オ その他

説明会への参加について、事前の申込みは不要。

※ やむを得ず説明会に参加できない者は、令和6年4月15日（月）までに上記3(2)に連絡すること。

(4) 参加表明書（募集要項様式1）の提出

ア 提出期限

令和6年5月1日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

上記3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送によりを提出すること。なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※ 郵送の場合、発送後は必ず電話確認を行うこと。

※ 共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合は代表機関が提出すること。なお、その場合は構成員全てを記載した体制図（任意様式）を合わせて提出すること。

(5) 質問の受付及び回答

ア 本企画提案競技による選定について質問は、質疑書（募集要項様式2）により、令和6年4月9日（火）から5月1日（水）午後5時まで、メールにて受け付ける。

※ 質疑書を送信する場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

イ 回答は、質疑書によりメールにて行う。なお、回答は、すべての企画提案競技参加者へ速やかに伝達する。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案競技参加者は、大阪・関西万博静岡県催事運営等業務企画提案資料等作成要領により、企画提案書、見積書、業務実施スケジュール、会社概要、類似業務実績、競争入札参加資格審査結果通知書の写し、パートナーシップ構築宣言書の写し、守秘義務遵守の宣誓書（募集要項様式3）及び直近1年間の納税証明書を提出する。

ア 提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

上記3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送によりを提出すること。なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※ 郵送の場合、発送後は必ず電話確認を行うこと。

4 審査

審査は、大阪・関西万博静岡県催事運営等業務企画提案競技審査要領により行う。

(1) 書面審査

企画提案者が多数（概ね6社以上）となった場合、提出された企画提案書等について、事務局において書面審査を行う。

書面審査結果は令和6年5月15日（水）までに通知する。

(2) 最終審査

書面審査を通過したものについては、企画提案説明を行い、最終審査を行う。

ア 日時

令和6年5月21日（火）午後1時30分から（詳細な日時は別途通知する。）

イ 場所

静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁別館2階第1会議室A、B

(3) 評価

ア 企画提案内容

イ 実施体制・スケジュール

ウ 類似業務実績

エ 経費

オ 地域への貢献

※大阪・関西万博静岡県催事運営等業務評価表による。

(4) 結果発表

契約候補者に選定された者には選定通知書により、選定されなかった者には非選定通知書により、令和6年5月23日（木）までに選定結果を通知する。

(5) 非選定理由の説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面（任意形式）により、非選定理由の説明を求めることができる。書面の提出先は上記3(2)と同じとする。

5 その他

(1) 提出された企画提案書は返却しない。

(2) 提案に伴う一切の費用は提案者の負担とする。

(3) 具体化にあたっては提案者の企画案を県と協議の上、変更することがある。